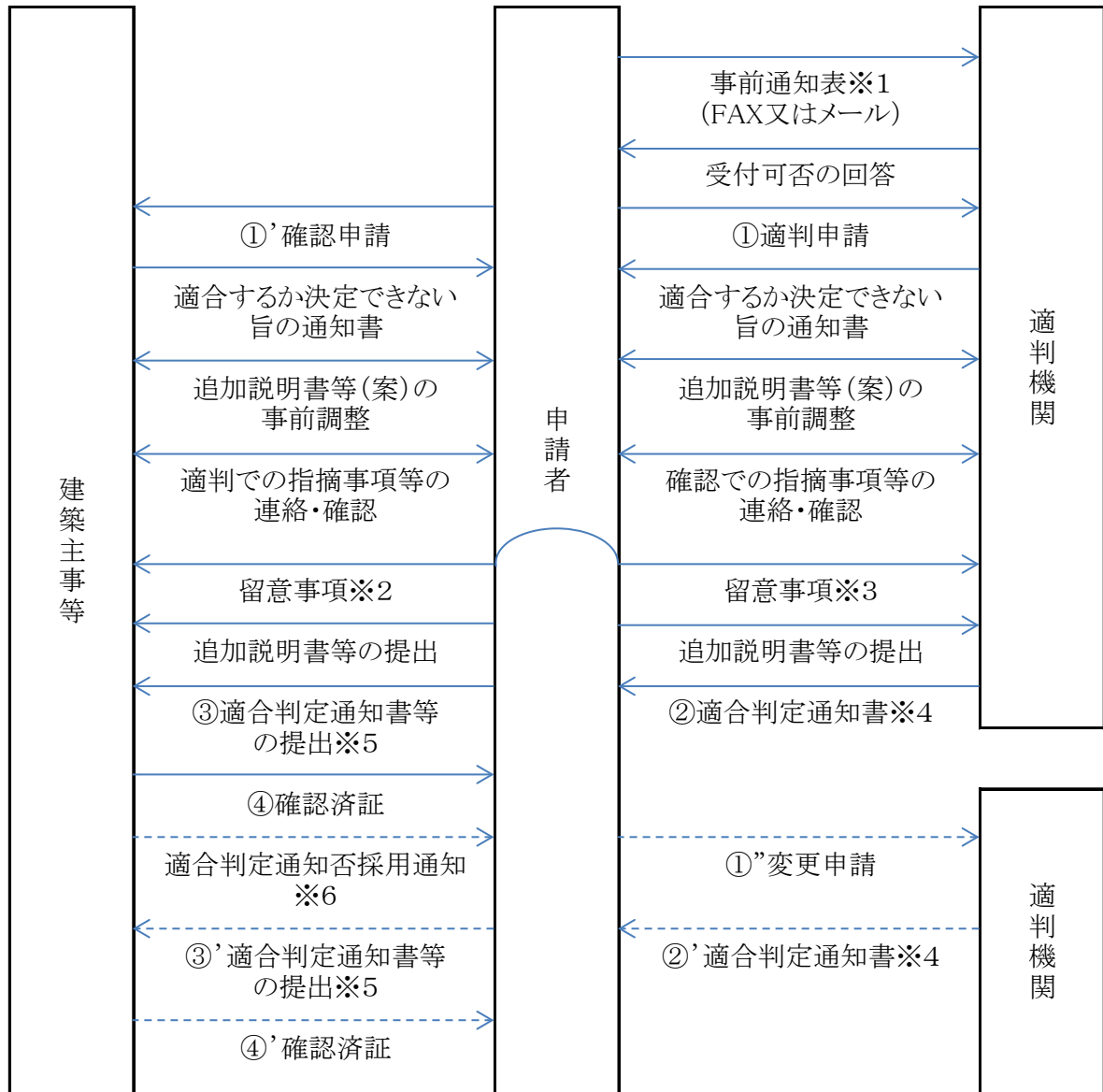


平成27年6月1日からの構造計算適合性判定申請の流れ

平成27年6月1日  
 (栃山形県建築サポートセンター)



標準的な流れ

建築確認において適合判定通知内容と齟齬が出た場合の流れ

- ※1 事前通知前に事前相談がある場合、「事前相談概要書」をFAX又はメールしてください。
- ※2 建築主事等から適判機関に対して留意事項がある場合、建築主事等は適判機関に通知し、回答を得る。適判機関から建築主事等に対して留意事項の通知があった場合、建築主事等は適判機関に対して回答する。
- ※3 適判機関から建築主事等に対して留意事項がある場合、適判機関は建築主事等に通知し、回答を得る。建築主事等から適判機関に対して留意事項の通知があった場合、適判機関は建築主事等に対して回答する。
- ※4 適判申請書の副本(図書、書類及び追加説明書等を含む。)を添えて交付する。
- ※5 適合判定通知書又はその写し、及び適判申請書の副本(図書、書類及び追加説明書等を含む。)
- ※6 建築主事等は不適合、不一致の程度の判断を行い、適判再申請(計画変更申請、軽微変更申請)手続きを決定し、適合判定通知否採用の通知をする。